

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案 新旧対照条文

【本則関係】

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成二十三年内閣府令第六十五号）（抄）……………1

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成二十三年内閣府令第六十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第四条（略）</p> <p>第五条 法第二十二條第一項第四号に規定するその他派遣職員を当該業務に従事させることに關し必要な事項は、公共施設等運営権者と法第七十八條第一項又は第七十九條第一項の任命権者又はその委任を受けた者との間で個別の派遣職員の当該公共施設等運営権者における報酬その他の勤務条件並びに当該公共施設等運営権者において従事すべき業務及び業務に従事すべき期間その他当該派遣職員をその業務に従事させることに關し必要な事項を定めた取決めを締結する旨を含むものとする。</p> <p>2 前項の取決めで定める個別の派遣職員の公共施設等運営権者における報酬は、法第七十八條第一項又は第七十九條第一項の要請に應じて退職をする日においてその者の受ける給与額を基準とするものでなければならぬ。</p> <p>3 第一項の取決めで定める個別の派遣職員の公共施設等運営権者において従事すべき業務は、公共施設等の運営等に關する専門的な知識及び技能を必要とする業務を主たる内容とするものでなければならぬ。</p> <p>4 第一項の取決めで定める個別の派遣職員の公共施設等運営権者において業務に従事すべき期間は、法第七十八條第一項又は第七十九條第一項の要請に應じて退職をする日の翌日から起算して三年を超えない範囲内のものでなければならぬ。</p>	<p>第一条～第四条（略）</p> <p>（公共施設等運営権実施契約に定める事項）</p>

第六条 法第二十二條第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

第七條 第十二條 (略)

第五条 法第二十二條第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

第六條 第十一條 (略)